

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「平山素子のパフォーマンスに係る文書一式」の一部を非公開としたことは、一部について妥当でなく、4(2)イに掲げる部分は公開すべきである。

2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、平成25年度地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業の一環として行われた「フランス印象派ダンス」公演に関する資料であって、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく異議申立人の公文書公開請求に対して、一部公開した文書である。

(2) 非公開部分

ア 氏名、住所、電話番号、個人の振込情報（金融機関名、預貯金の種別、コード、口座番号、口座名義人名）、印影

イ 人件費（出演料、賃金及び謝金）、舞台・その他設営費、旅費、雑費、委託費、支出費目の積算内訳、印影、法人等の振込情報（金融機関名、預貯金の種別、コード、口座番号、口座名義人名）

ウ 市の振込情報（金融機関名、預貯金の種別、コード、口座番号、口座名義人名）

(3) 非公開とした理由

ア 前記(2)非公開部分アについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第6条第1項第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

イ 前記(2)非公開部分イについては、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（興行に関するノウハウ、経理・人事等の内部管理に関する事項などへの不当な干渉となるもの）であるため、条例第6条第1項第2号本文に該当する。また、同号ただし書にも該当しないため、非公開とした。

ウ 前記(2)非公開部分ウについては、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。よって、条例第6条第1項第7号に該当するため、非公開とした。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成26年4月23日付けで行った公開請求に対して、市長が同年5月8日付けで一部公開とした処分の取消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

条例第6条第1項第1号、第2号及び第7号に該当しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって、市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件文書について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則非公開とし、同号ただし書において例外的に公開する情報を規定している。

条例第6条第1項第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開とするものである。

また、条例第6条第1項第7号は、市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とするものである。

以下、本件文書のうち市長が非公開とした部分が条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号の規定に該当するか検討する。

ア 非公開が妥当である部分

頁	文 書	対象部分	根拠規定	理 由
9	平成25年度 収支予算書	支出費目の積 算内訳	条例第6条 第1項第2 号	事業運営や支出予算が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため

23	「【文化庁より確認依頼―豊橋市】 (平成25年度応募申請)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」と題する書面	氏名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
25	平成25年度 収支予算書	主たる事業費の積算内訳	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
27	平成25年度 収支予算書	同上	同上	同上
29	平成25年度 文化事業調書	事業費の内訳	同上	同上
31	平成25年度 文化事業調書	同上	同上	同上
65	収支予算書	収入及び支出の積算内訳	同上	同上
67	国庫金振込依頼書	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号	条例第6条 第1項第7号	経理事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため

111	委託費内訳書	補助対象経費の積算内訳	条例第6条第1項第2号	事業運営や支出予算が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
113	委託費内訳書	同上	同上	同上
115	補助対象経費	氏名	条例第6条第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		賃金額 謝金額	条例第6条第1項第2号	事業運営や支出予算が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
116	請求書	代表者印 費目の詳細	条例第6条第1項第2号	事業運営や支出予算など法人に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
117	契約書	代表者印	同上	法人に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
121	契約書	代表者印	条例第6条第1項第2号	法人に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
123	契約書	代表者印	同上	同上

125	お振込受付明細表	金融機関名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
126	請求書	代表者印 金融機関名 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理又は法人に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
127	お振込受付明細表	氏名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため

128	御請求書	印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		代表者印 数量 単価 金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	事業運営、支出予算及び経理など法人に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
129	お振込受付明細表	金融機関名 預貯金の種別 コード	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
130	出金伝票	印影 氏名 金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		単価 数量 金額	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため

131	アルバイト賃 金計算書	氏名 印影	条例第6条 第1項第1 号	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるため
		賃金単価 就労時間	条例第6条 第1項第2 号	事業運営や支出予算に関する 情報が把握される蓋然性が高 く、内部管理への不当な干渉 となるおそれがあるため
132	お振込受付明 細表	金融機関名 預貯金の種別 コード	条例第6条 第1項第1 号	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるため
		口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2 号	経理に関する情報であって、 内部管理への不当な干渉とな るおそれがあるため
133	出金伝票	印影 氏名 金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第1 号	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるため
		単価 数量 金額	条例第6条 第1項第2 号	事業運営や支出予算に関する 情報が把握される蓋然性が高 く、内部管理への不当な干渉 となるおそれがあるため

134	アルバイト賃金計算書	氏名 印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		賃金単価 就労時間	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
135	お振込受付明細表	金融機関名 預貯金の種別 コード	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
136	領収証	印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
137	ご請求書	氏名	同上	同上
		料金内訳 金融機関名 預貯金の種別 口座番号	条例第6条 第1項第2号	事業運営、支出予算及び経理に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
138	お勘定書	宿泊料	同上	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
139	お勘定書	宿泊料	同上	同上

140	お勘定書	宿泊料	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
141	豊橋公演メンバー表	氏名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
142	お振込受付明細表	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
143	振込依頼兼請求書	氏名 住所 印影 金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		総支給額 源泉徴収税額 受取金額	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため

144	お振込受付明 細表	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2 号	経理に関する情報であって、 内部管理への不当な干渉とな るおそれがあるため
145	見積書	氏名 住所 印影	条例第6条 第1項第1 号	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるため
		納入金額	条例第6条 第1項第2 号	事業運営や支出予算に関する 情報が把握される蓋然性が高 く、内部管理への不当な干渉 となるおそれがあるため
146	納品書	氏名 住所 印影	条例第6条 第1項第1 号	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるため
		納入金額	条例第6条 第1項第2 号	事業運営や支出予算に関する 情報が把握される蓋然性が高 く、内部管理への不当な干渉 となるおそれがあるため
147	領収証書	氏名	条例第6条 第1項第1 号	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるため
		謝礼額	条例第6条 第1項第2 号	事業運営や支出予算に関する 情報が把握される蓋然性が高 く、内部管理への不当な干渉 となるおそれがあるため

148	振込依頼兼請求書	氏名 住所 印影 金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		総支給額 源泉徴収税額 受取金額	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
149	お振込受付明細表	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		金額	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
150	領収証書	氏名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		謝礼額	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため

151	見積書	氏名 住所 電話番号 印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		納入金額	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
152	納品書	氏名 住所 電話番号 印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		納入金額	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
153	御請求書	電話番号 印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		単価 金額	条例第6条 第1項第2号	事業運営や支出予算に関する情報が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため

154	お振込受付明細表	金融機関名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
155	支払通知書	氏名 印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
157	通帳	氏名 印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
158	支払通知書	氏名 印影	同上	同上
		金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
160	通帳	氏名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

161	支払通知書	氏名 印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
163	通帳	氏名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
164	支払通知書	氏名 印影	同上	同上
		金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
166	通帳	氏名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
167	興行精算書	氏名（担当者 番号を含む。） 印影	同上	同上
		金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため

168	通帳	氏名	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
169	精算書	氏名 印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため
170	通帳	印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
173	精算書	氏名 印影	条例第6条 第1項第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
		金融機関名 預貯金の種別 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2号	経理に関する情報であって、内部管理への不当な干渉となるおそれがあるため

175	請求書	氏名	条例第6条 第1項第1 号	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるため
		印影 数量 単価 金額 取引銀行	条例第6条 第1項第2 号	事業運営や支出予算など法人 に関する情報が把握される蓋 然性が高く、内部管理への不 当な干渉となるおそれがある ため
176	お振込受付明 細表	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	同上	経理に関する情報であって、 内部管理への不当な干渉とな るおそれがあるため
177	お振込受付明 細表	同上	同上	同上
178	請求書	同上	同上	同上
179	請求書	同上	同上	同上
	振込受付書	同上	同上	同上
180	文化事業内訳 書	氏名	条例第6条 第1項第1 号	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるため
181	請求書	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2 号	経理に関する情報であって、 内部管理への不当な干渉とな るおそれがあるため

183	お振込受付明 細表	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2 号	経理に関する情報であって、 内部管理への不当な干渉とな るおそれがあるため
185	領収証書	氏名	条例第6条 第1項第1 号	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるため
187	ご請求書	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2 号	経理に関する情報であって、 内部管理への不当な干渉とな るおそれがあるため
188	お振込受付明 細表	同上	同上	同上
189	請求書	印影	条例第6条 第1項第1 号	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるため
		印影 数量 単価 金融機関名 預貯金の種別 口座番号	条例第6条 第1項第2 号	事業運営、支出予算、経理及 びその他法人に関する情報が 把握される蓋然性が高く、内 部管理への不当な干渉となる おそれがあるため

190	お振込受付明 細表	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2 号	経理に関する情報であって、 内部管理への不当な干渉とな るおそれがあるため
191	委託契約書	代表者印	条例第6条 第1項第2 号	法人に関する情報が把握され る蓋然性が高く、内部管理へ の不当な干渉となるおそれ があるため
193	委託契約書	代表者印	同上	同上
195	請求書	印影 金融機関名 預貯金の種別 口座番号	同上	経理及び法人に関する情報が 把握される蓋然性が高く、内 部管理への不当な干渉となる おそれがあるため
196	お振込受付明 細表	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	同上	経理に関する情報であって、 内部管理への不当な干渉とな るおそれがあるため
197	請書	印影	同上	法人に関する情報が把握され る蓋然性が高く、内部管理へ の不当な干渉となるおそれ があるため
202	補助金等交付 申請書	同上	同上	同上

203	支出命令書	金融機関名 預貯金の種別 コード 口座番号 口座名義人名	条例第6条 第1項第2 号	経理に関する情報であって、 内部管理への不当な干渉とな るおそれがあるため
204	支出命令書	同上	同上	同上
205	支出命令書	同上	同上	同上
206	支出命令書	同上	同上	同上

イ 公開すべき部分

頁	文 書	対象部分	理 由
67	国庫金振込依頼書	口座名義人名	会計管理者の職務権限については、法律及び豊橋市が定める規程によりこれを定めており、公にすることにより、市が行う経理事務の適正な遂行に支障を来すおそれのある情報とは認められず、条例第6条第1項第7号に該当しないため

(3) まとめ

以上により、(2)アに掲げる部分につき、本件文書の一部を非公開としたことは妥当であるが、(2)イに掲げる部分につき、本件文書の一部を非公開としたことは妥当ではなく、当該部分は公開すべきである。

【審査会の処理経過】

年	月	日	内 容
26.	6.	13	○諮問（第75号）
26.	7.	18	○実施機関から一部公開理由説明書を受理
26.	7.	18	○異議申立人に実施機関からの一部公開理由説明書を送付
26.	8.	4	○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○審査
(第58回第1部会)			
26.	10.	16	○答申内容の決定

氏 名	所属団体等
見 目 喜 重	豊橋創造大学
庄 村 勇 人	名城大学
寺 部 光 敏	弁護士